

○山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則

平成28年3月31日
公安委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第13条第2項の規定に基づき、山口県公安委員会に対する審査請求の手續について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)に定めるところによる。

(審理官)

第3条 山口県警察本部長(以下「本部長」という。)は、山口県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁(法に規定する審査庁としての山口県公安委員会をいう。以下同じ。)が行う当該審査請求に係る審理に関する事務について必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる山口県警察本部(以下「本部」という。)の職員のうちから当該事務を補佐する者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に対し書面により通知するものとする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により2人以上の者を指名する場合には、そのうち1人を当該者が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

(1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

(2) 審査請求人

(3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

(4) 審査請求人の代理人

(5) 前2号に掲げる者であった者

(6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(7) 利害関係人

4 本部長は、第1項の規定による指名を受けた者(以下「審理官」という。)が前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至ったときは、当該指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、必要な審理を終えることができると認めるときは、速やかに、審理経

過調書を作成し、これを審査庁に提出しなければならない。

- 6 山口県情報公開条例（平成9年条例第18号）第20条に規定する審査請求及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項に規定する審査請求については、前各項の規定は適用しない。

（物件の提出）

第4条 法及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「令」という。）の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、本部を経由して行うものとする。

（総代の互選の命令の方式等）

第5条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

- 2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人。以下同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（参加の許可の通知の方式等）

第6条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可に係る利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

- 3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

第7条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

（執行停止の通知）

第8条 審査庁は、法第25条第2項に規定する執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（審査庁以外の処分庁に限る。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てがあった場合において、同項に規定する執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

（執行停止の取消しの通知）

第9条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知等）

第10条 審査庁は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 審査庁は、前項の審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは

第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件（以下「証拠書類等」という。）及び法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件（以下単に「物件」という。）をその提出人に返還しなければならない。この場合において、証拠書類等及び物件の返還は、還付請求書と引換えに行わなければならない。

（弁明書の提出の要求の方式）

第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

（反論書等を提出すべき相当の期間の通知）

第12条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項の相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（意見の陳述の招集の通知の方式等）

第13条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による指定及び招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

（補佐人とともに出頭することに係る許可の通知）

第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等を提出すべき相当の期間の通知）

第15条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（物件の提出の要求の通知等）

第16条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限り

でない。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による職権による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第17条 審査庁は、証拠書類等又は物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録を作成しなければならない。

- (1) 事件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた証拠書類等又は物件の標目

- 2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等又は物件の提出人に交付しなければならない。

- 3 審査庁は、提出を受けた証拠書類等又は物件を留め置く必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、当該証拠書類等又は当該物件をその提出人に返還しなければならない。

- 4 第10条第2項後段の規定は、法第53条及び前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る通知)

第18条 審査庁は、証拠書類等又は物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述等の通知等)

第19条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による職権による陳述又は鑑定を要求は、書面により行うものとする。

- 3 第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による陳述について、第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

- 3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第16条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。
(質問の通知等)

第21条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該質問を受けるべき者に対し、書面により、その期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第22条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により招集しようとするときは、書面により、その期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第13条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第23条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出書類等の提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。

(審理手続の併合又は分離の通知)

第24条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により審理手続を併合し、又は分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第25条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(公示の方法による送達通知)

第26条 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達

をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。